

8 県有施設における落雷リスク低減に向けた次世代型雷対策について 「小瀬スポーツ公園抑制型避雷設備保護範囲」

【資料提供：山梨県】

本業務で更新又は新設する避雷針と保護範囲を下記に示す。

保護範囲が平面上重複している部分は、建築基準法の規定に合わせた設置が必要なこと、又は避雷針の設置高さから保護できない範囲があるためである。

